

## 平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方は 市区町村への申告により、税源移譲により増額となった住 民税が還付されます。

税源移譲により所得税率の変更による税負担の軽減を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

**所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要です。**

**申告期間** 平成20年7月1日から7月31日まで

**申告先** 平成19年1月1日の時点でお住まいの市区町村  
(平成19年度住民税を納めた市区町村)

**対象となる方**

・次の1と2の両方に該当する方

- (1) 平成19年度住民税の課税所得金額(分離課税分を除く) > 所得税との人的控除額の差の合計額
  - (2) 平成20年度住民税の課税所得金額(分離課税分を含む) 所得税との人的控除額の差の合計額
- 例えば 人的控除(配偶者控除・扶養控除・基礎控除など)

**申告**  
をお忘れなく!!



以上のような方で、平成19年分の所得税が課されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。

### 計算方法

平成19年度の合計課税所得額については、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を還付します。

### 対象年度

この特例措置は平成19年度住民税にのみ適用するものであり、平成20年度以降には適用されません。なお、申告に基づく減額措置となっていますので、くれぐれも申告をお忘れないようにご注意ください。

### 申告書の提出

申告書は、市区町村の所定の様式に、住所、氏名、生年月日などを記載していただくだけの簡易なものになっています。

なお、申告後、還付の対象になるかどうかの審査を行い、申告を行った方に対しその結果を通知します。還付の対象となる方については住民税の還付の手続きを行います。適正に審査を行うために収入の状況等の確認が必要となることから、結果通知までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 所得変動に係る経過措置のモデルケース (夫婦)

〈平成18年、19年ともに給与収入400万円の場合〉 (単位: 千円)

	平成18年 (度)	平成19年 (度)
	税源移譲前	税源移譲後
所得税	150,000	75,000
住民税	80,000	155,000
合計	230,000	230,000

平成19年の所得が減少



〈平成18年給与収入400万円、平成19年所得なしの場合〉

	平成19年 (度) 所得なし		税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額 (還付額)
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	80,000	155,000	75,000
合計	80,000	155,000	75,000

75,000円が還付

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止された等の影響があることにご留意ください。  
また、均等割額は除いています。

平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除額の差の合計が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額 (課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額) 以上になる方に限られます。したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方については、この経過措置は適用されません。

### 平成19年分の所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方で、住民税の住宅ローン控除の申告をお忘れの方はいませんか？

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により平成20年度の住民税 (所得割) から控除できることとなっています。

申告期限は原則として平成20年3月17日までとなっていますが、平成20年度分の住民税の納税通知書が送達されるまでには申告が可能です。(期限後に市区町村に申告書を提出した場合でも、やむを得ない理由があると認められた場合には、適用が受けられる場合もあります。)

まだ申告書を提出されていない方は、速やかに平成20年1月1日の時点でお住まいの市区町村に申告をお願いします。

### 平成21年10月から 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が導入されます

公的年金を受給されている方で、今まで納付書でお支払いいただいていた公的年金にかかる個人住民税が、当該年金から納めていただくようになります。この仕組みを個人住民税の特別徴収制度といいます。

#### ・対象者

個人住民税の納税義務者のうち、65歳以上の公的年金等の受給者 (当該年度の初日に老齢基礎年金を受けている方) ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。

老齢基礎年金等の年額が18万未満である方

当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方

#### ・徴収する税額

公的年金等にかかる所得に対する個人住民税の所得割及び均等割額

#### ・対象となる年金

老齢基礎年金等

#### ・実施時期

平成21年10月支給分から実施します。

#### ・特別徴収の対象税額と徴収方法

1. 上半期の年金支給月 (4月・6月・8月) ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。
2. 下半期の年金支給額 (10月・12月・2月) ごとに年額税から当該年度の上半期の特別徴収額を差し引いた額の3分の1を本徴収します。

お問い合わせは  
役場住民課税務係  
TEL 32-2421まで